

浜田市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 7 号

浜田市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部
を改正する規則

浜田市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成 17 年
浜田市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項に次の 1 号を加える。

(6) 奨学金に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。